

# 事業系の資源物の受け入れについて

## —— 資源物処理登録の御案内 ——

山口市は、環境にやさしい循環型社会の形成に向け、事業所から排出される廃棄物につきましてもリサイクルとその減量をお願いしております。

事業系廃棄物から適切に分別された資源物につきましては、下記により御登録のうえ、受け入れ（無料）を行っておりますので、分別排出への皆様の御協力をお願いいたします。


### ☆登録手続きと対象事業者

市の施設（後述）に資源物の持ち込みを希望される場合は、別紙の資源物処理登録（変更）申請書により御登録をお願いします。

対象事業者は、山口市内に事業所又は営業所を置き、事業活動を行なっている者で、市外からの持ち込みはできません。

ごみの収集運搬事業者に資源物の収集等を委託する場合であっても、最終的に市の施設に搬入される場合は、排出元である事業者の登録が必要となりますので御注意ください。

### ☆事業系の資源物とは（概ね家庭と同じ排出方法となります。）

持ち込みできる品目	分別方法及び出し方
①缶	飲料・食品類が入っていた缶に限ります。中を洗って出してください。 <u>一斗缶は対象外になります。</u>
②びん	飲料・食品類が入っていたびんに限ります。中を洗って出してください。無色透明、茶色、その他の色のびんに分別してください。
③ペットボトル	ペットマーク  のついたボトル状のものが対象です。中を洗って出してください。また、ラベル・キャップは必ず外して、プラスチック製容器包装として処理してください。
④新聞（チラシ類を含む）	運びやすい大きさ・分量にして、紙ひもで十字にしばってください。
⑤雑がみ（雑誌、コピー用紙、パンフレット類等）	運びやすい分量にして、紙ひもで十字にしばってください。
⑥ダンボール	運びやすい大きさ・分量にして、紙ひもで十字にしばってください。
⑦紙製容器包装・紙パック	紙製容器包装、紙パックごとに紙ひもで十字にしばってください。紙製容器包装については紙袋に入れての排出も可能です。
⑧プラスチック製容器包装	透明又は半透明の袋に入れて出してください。付着した食品等は取り除いてください。

※ シュレッダー処理された紙ごみは、リサイクルプラザに持ち込むことができます。

### ☆持ち込む際の注意事項

○缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装

施設の受け入れ可能な量は、家庭排出と同程度までであり、**大量又は未分別の場合は産業廃棄物**として適正に処理してください。

## ☆利用できる施設及び登録申請書提出先

資源物の排出場所によって持ち込める施設が異なりますので、御確認ください。

排出（積込）場所	資源物を持ち込める施設	申請書提出先
山口地域	リサイクルプラザ（大内御堀）	<b>☆直接提出される場合</b> ・資源循環推進課 ・リサイクルプラザ ・環境施設課 ・環境衛生課南部衛生担当 （小郡総合支所内） ・秋穂総合支所地域振興課 ・阿知須清掃センター ・阿知須総合支所地域振興課 ・徳地総合支所地域振興課 （2階） ・阿東総合支所地域振興課 上記の窓口で受け付けています。
小郡地域	小郡資源物ストックヤード（鍛冶畑） リサイクルプラザ（大内御堀）	
秋穂地域	青江ストックヤード（青江） リサイクルプラザ（大内御堀）	
阿知須地域	阿知須ストックヤード（南祝） リサイクルプラザ（大内御堀）	
徳地地域	リサイクルプラザ（大内御堀）	
阿東地域	阿東クリーンセンター（牛人屋） リサイクルプラザ（大内御堀）	

注1) 事業者の方は、市内の各資源物ステーションは利用できません。資源物ステーションは、家庭から出た資源物のみが対象です。

注2) 小郡資源物ストックヤードに持ち込めるものは、無色透明や茶色のビン、缶、ペットボトルのみです。

## ☆登録証の発行及び登録期間

登録証は、郵送にてお届けする予定です。なお、登録期間は令和3年4月から令和4年3月末までです。（年度中は随時、登録申請の受け付けをいたしますが、早めに登録をお願いします。）

また、リサイクルプラザ（大内御堀）に資源物を搬入される事業者は、計量カードをお渡ししますので、必ず搬入前に事務室（閉館日は環境部2Fの事務室）にお寄りください。

なお、搬入に際しては、安全管理の観点から各施設の係員の指示に従ってください。

### 郵送先・お問い合わせ先

〒753-0214

山口市大内御堀496番地

山口市環境部資源循環推進課

電話 083-941-2186

FAX 083-927-8641